

令和6年度長岡京市内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

令和7年6月9日

長岡京市長 中小路 健吾

記

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

長岡京市では、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「長岡京市内部統制に関する基本方針」（令和2年3月1日。以下「基本方針」という。）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

基本方針では、発生可能性及び影響度から、財務に関する事務のうち、最優先に対応すべきリスクに対して内部統制を導入することとし、整備状況及び運用状況について、重大な不備がないかどうか評価を実施しています。

2 評価手続

長岡京市においては、令和6年度を評価対象期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、ガイドライン及び基本方針に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。評価は、各所属の自己評価以外に、内部統制推進課である総合調整法務課及び全庁的に共通する業務の所管課において評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドライン及び基本方針に規定する評価作業を実施しました。

全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制について評価したところ、リスクの整備状況に関する不備は12件、運用状況の不備は32件ありました。

上記案件について、その発生原因、対応状況、対応の結果、影響度や再発防止策について、経済的・社会的に大きな不利益を生じさせるものであったかどうかを基準に判断し、重大な不備には至らないものと評価しました。

以上のことから、長岡京市の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備され、かつ有効に運用されていると判断いたしました。

なお、運用状況の不備の中には、重大な不備には至らなかったものの、大きなリスクにつながる可能性も否定できない事案もあり、全庁的に内容の共有を図るとともに、再発防止に努めます。

令和6年度における取組内容及び評価結果の詳細は別紙附属資料のとおりです。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。